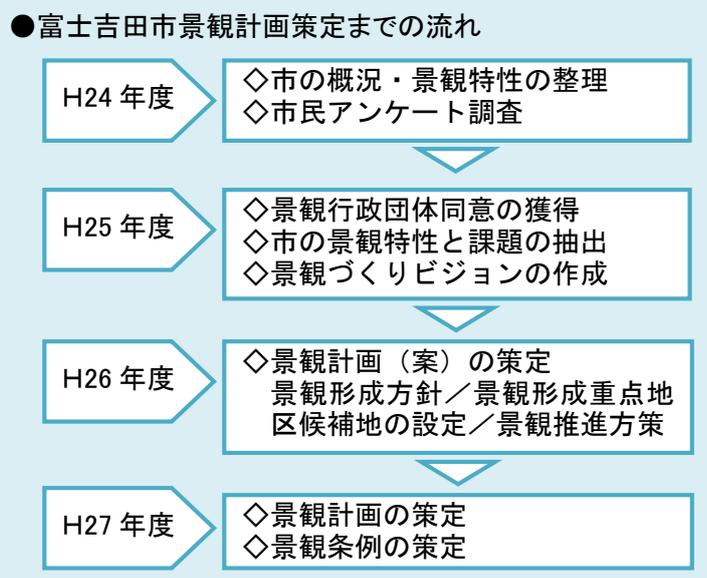


參考資料

(1) 調査期間

調査は、平成24年度から4カ年で実施します。



(2) 景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分（自然公園法）

国立公園普通地域の一定規模以上の建築物等の行為の届出の対象となる一定規模の数値については、行為の種類ごとに定めており、それぞれの区分は下表に示す通りです。

行為の種類	国立公園区域の地種区分	規模	申請・届出先
建築物	特別地域	高さ13m又は水平投影面積1,000㎡超	環境省
		高さ13mかつ水平投影面積1,000㎡以下	山梨県・富士吉田市(環境)
	普通地域	高さ13m又は延床面積1,000㎡超	山梨県・富士吉田市(環境)
		高さ10m又は延床面積300㎡超	富士吉田市(景観)
工作物	特別地域	高さ13m又は水平投影面積1,000㎡超	環境省
		高さ13m以下、かつ水平投影面積1,000㎡以下	山梨県・富士吉田市(環境)
	普通地域	高さ13m又は延床面積1,000㎡超、ただし鉄塔にあつては高さ30m超	山梨県・富士吉田市(環境)
		高さ10m又は建築面積500㎡超、ただし電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類は高さ15m超	富士吉田市(景観)
工作物 (太陽光発電設備)	特別地域	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡超	環境省
		同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡以下	山梨県・富士吉田市(環境)
	普通地域	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡超	山梨県・富士吉田市(環境)
		高さ10m若しくは延べ床面積300㎡を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡超	富士吉田市(景観)
土地の形質の変更	特別地域	面積が1,000㎡を超えるゴルフコースの土地の形質の変更	環境省
		上記以外の土地の形質の変更	山梨県・富士吉田市(環境)
	普通地域	宅地内以外における200㎡以上又は高さ5m以上の法を生じる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更	山梨県・富士吉田市(環境)
		行為面積500㎡又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	富士吉田市(景観)
鉱物の掘採又は土石の類採取	特別地域	宅地以外における土地の形状を変更する恐れがある鉱物の採取又は土石の類の採取	環境省
	普通地域	宅地内以外における、200㎡以上又は高さ5m以上の法を生じる鉱物の採取又は土石の類の採取	山梨県・富士吉田市(環境)
		行為面積500㎡又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	富士吉田市(景観)
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	特別地域	高さ1.5m以上又は10㎡超の物件の堆積	山梨県・富士吉田市(環境)
	普通地域	高さ3m又は面積1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	富士吉田市(景観)
木竹の伐採	特別地域	地域森林計画に定める伐採に関する要件にて適合しないもの	環境省
		地域森林計画に定める伐採に関する要件にて適合するもの	山梨県・富士吉田市(環境)
	普通地域	土地の用途変更を目的とした伐採面積が300㎡を超えるもの	富士吉田市(景観)

網かけの部分が景観計画における届出の対象となる範囲であり、富士吉田市への届け出が必要となります。

(3) 太陽光発電設備に関する景観形成の考え方

富士吉田市太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準

1. 趣旨

富士吉田市の景観形成区域で大規模な太陽光発電設備等を設置する場合には、富士山や田園景観などの周囲の景観と調和するように計画し、事前に届け出をする必要がある。

2. 届出対象規模

①建築物に設置する場合

市街地・田園集落地域内の建築物で延べ床面積500㎡又は高さ10mを超えるもの、里地里山・富士山麓地域内の建築物で延べ床面積300㎡又は高さ10mを超えるものに設置するもの又はモジュール面積の合計が、市街地・田園集落形成地域にあつては300㎡、里地里山・富士山麓景観形成地域にあつては50㎡を超えるもの。

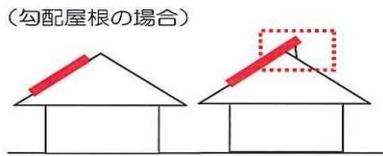
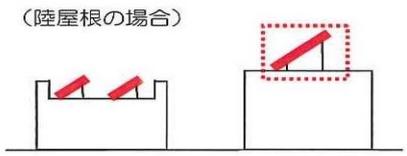
②地上に設置する場合

モジュール面積の合計が、市街地・田園集落形成地域にあつては300㎡、里地里山・富士山麓景観形成地域にあつては50㎡を超えるもの。

※新築・増改築にともなう設置する場合、新築・増改築をとまわず既にある建築物に設置する場合（外観の変更）とも届出が必要です。

3. 設置基準の概要

1) 建築物の屋根、屋上などに使用又は設置する場合(建築物に該当するもの)

<p>色 彩</p>	<p>太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、屋根などと一体に見える明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを原則(基本)とすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>×: 青系(マーブル)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>○: 黒・濃紺系</p> </div> </div>
<p>設置位置 など</p>	<p>・勾配屋根に設置する場合は最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化させる。</p> <p>・陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(勾配屋根の場合)</p>  <p>適合○ 不適合×</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(陸屋根の場合)</p>  <p>適合○ 不適合×</p> </div> </div> <p>※  は太陽光パネルを示す。</p> <p>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</p>
<p>附属設備 など</p>	<p>建築物と一体化させるか、道路などから見えない位置に設置する。それが困難な場合には、壁面と同系色にするなど目立たないようにする。</p>

2) 地上に設置する場合

色彩	建築物の屋根などに使用又は設置する場合と同様の基準
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避ける。 ・歩行者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにする。 ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山を始めとする山岳や田園への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにする。 <p><例示></p> <p>植栽で目隠し 後退させる 道路など 適合○</p> <p>※ は太陽光パネルを示す。 道路など 不適合×</p>
附属設備 など	パワーコンディショナーや分電盤などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること。

●太陽光発電設備等の設置にかかる景観形成基準

区分		景観形成基準	重点地区	景観計画区域 (重点地区を除く)
建築物	形態・意匠	太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう	務める	務める
		太陽光発電設備等を屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見える形態とすることを	原則とする	基本とする
		太陽光発電設備等を外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と	調和するものとする	調和するものとする
	色彩	太陽光発電設備等を屋根材として使用する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを	原則とする	基本とする
		太陽光発電設備等を外壁材として使用する場合は、パネルの色彩は、その他の外壁の色彩と	調和するものとする	調和するものとする
		太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に	務める	務める
工作物	高さ	太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物(建築設備を除く)の最上部	以下とする	以下とする
		太陽光発電設備等を建築物の陸屋根に設置する場合は、設置面周囲のパラペットの高さ	以下とする	以下とする
		太陽光発電設備等がやむを得ず、パラペットの高さを超える場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に	配慮する	配慮する
	配置	太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう	務める	務める
		地面に設置する太陽光発電設備等を、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう	工夫する	工夫する
		太陽光発電設備等を建築物の勾配屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見える形態とすることを	原則とする	基本とする
	形態・意匠	太陽光発電設備等を建築物の外壁に設置する場合は、外壁と	調和するものとする	調和するものとする
		太陽光発電設備等を屋根に設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを	原則とする	基本とする
		太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、外壁の色彩と	調和するものとする	調和するものとする
	色彩	太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に	務める	務める

(4) 色彩基準について

●別表 建物の外壁および工作物表面の基調色並びに建築物の屋根の色彩(マンセル値)

色相		市街地・田園集落景観形成地域				里地里山・富士山麓景観形成地域 山並み景観形成地域			
		外壁・工作物		屋根		外壁・工作物		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
有 彩 色	10R(赤)<色相 ≤5Y(黄)	—	6以下	7以下	6以下	3以上 8以下	4以下	7以下	4以下
	10RP(赤紫)< 色相≤10R(赤) 又は5Y(黄)<色 相≤10Y(黄)	—	3以下	7以下	3以下	3以上 8以下	2以下	7以下	2以下
	10Y<色相 ≤10PR(赤紫)	—	2以下	7以下	2以下	3以上 8以下	1以下	7以下	1以下
無彩色(N)		—	—	7以下	—	3以上 8以下	—	7以下	—

※

●マンセル値

色彩はマンセル値で表します。

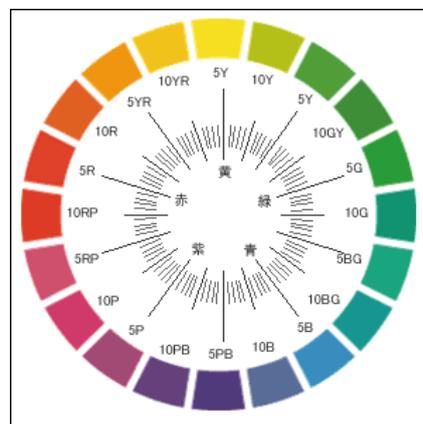
・マンセル値

建築主や設計者、施工者等多くの人が色彩をより正確に共有できるように日本工業企画(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を使って、色彩の基準を表したもの。

マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、すべての色彩を表すことができる。

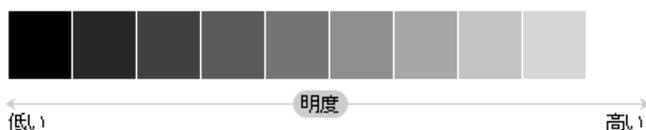
・色相とは

色相は赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)・黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の10の色相がある。無彩色はNで表す。右にマンセル色相環を示す。



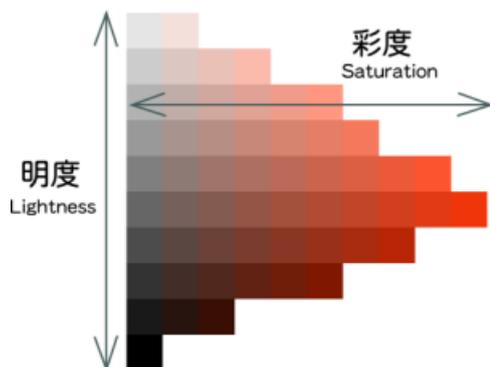
・明度とは

色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としている。



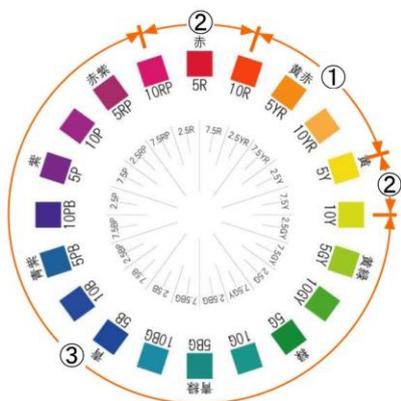
・彩度とは

色彩の鮮やかさを表す。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなるが、色相によって彩度の上限は異なる。

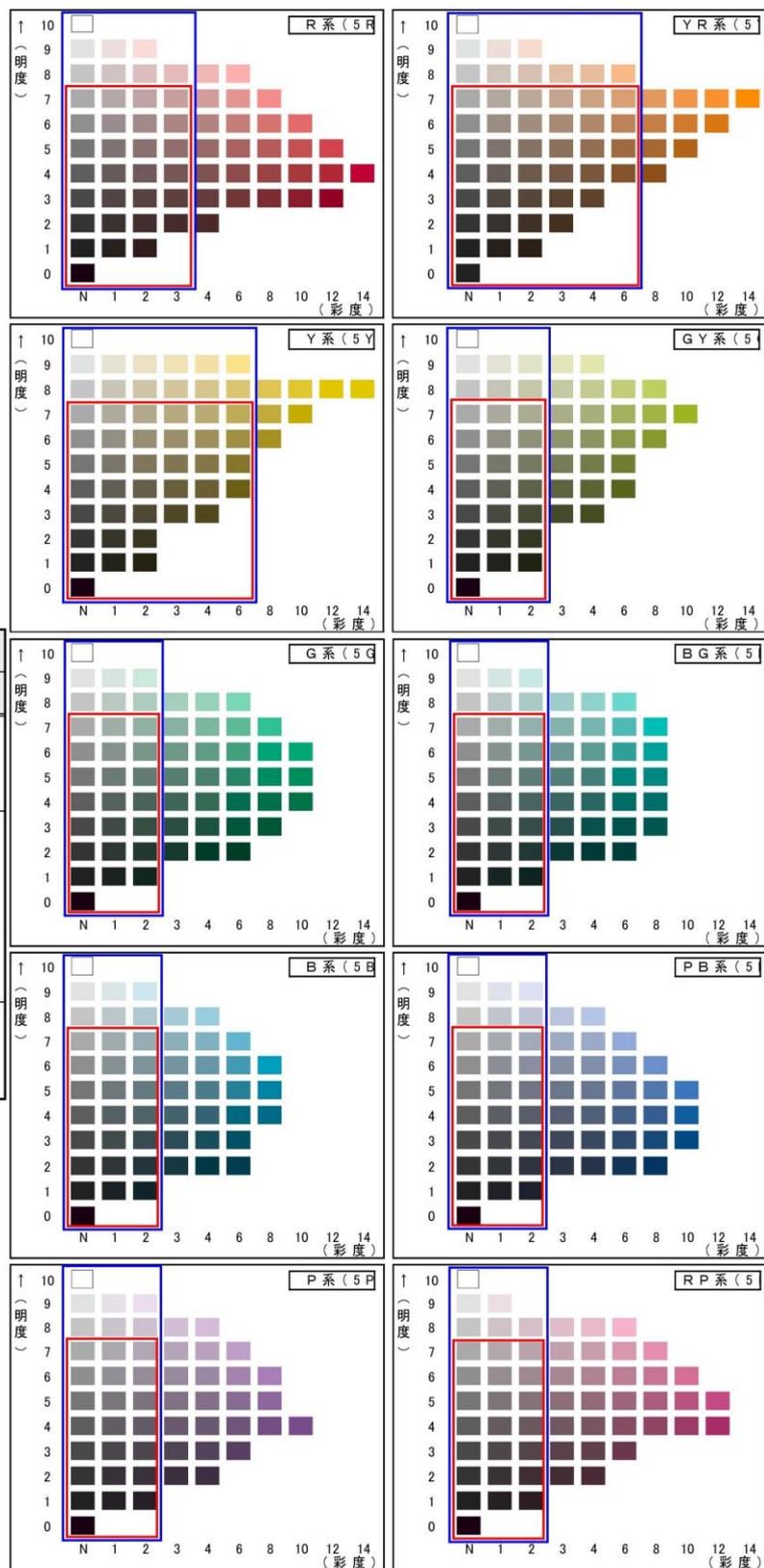
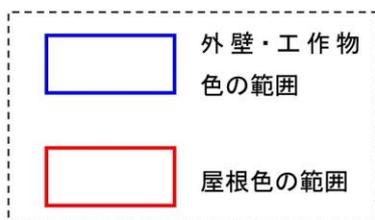


●色彩誘導基準

市街地・田園集落景観形成地域



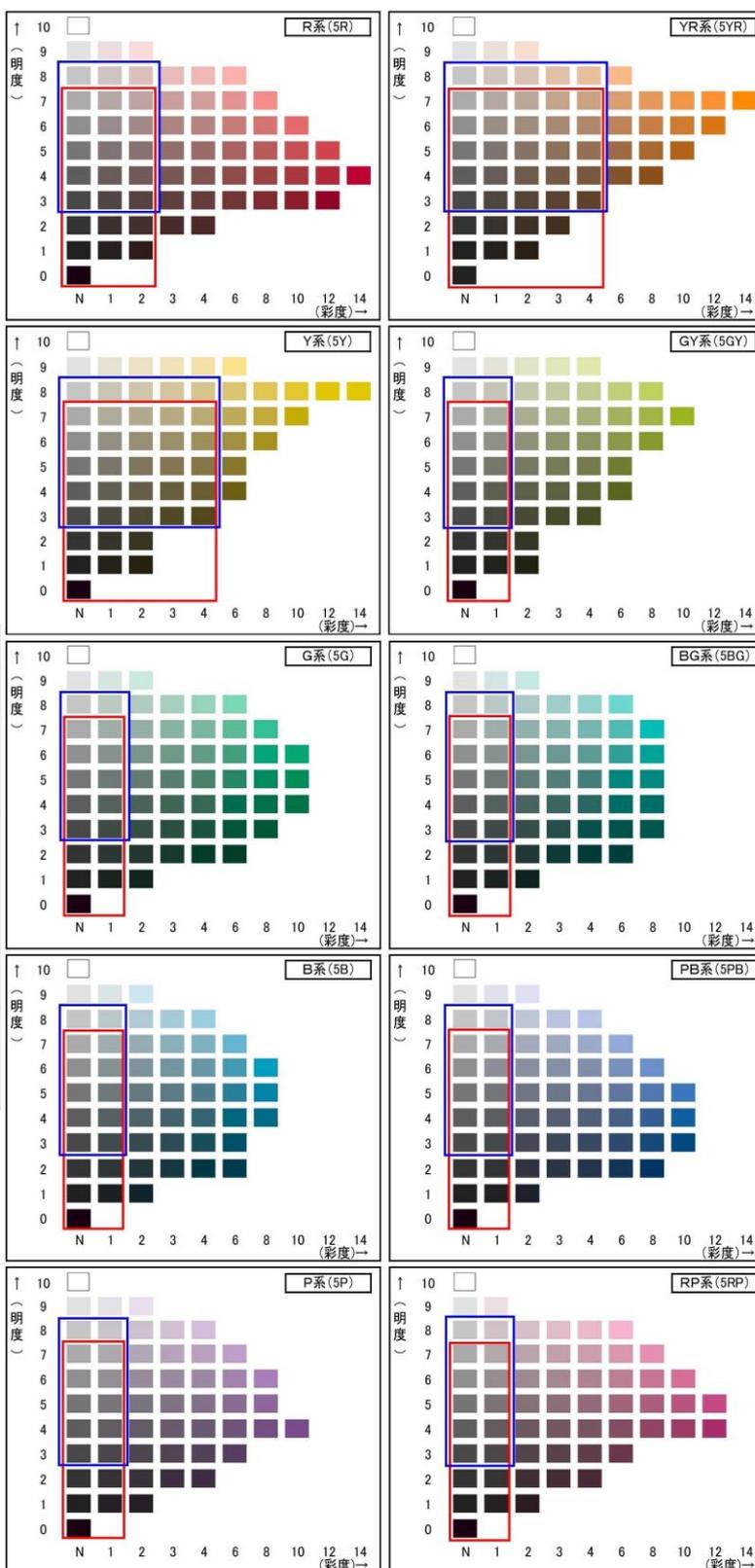
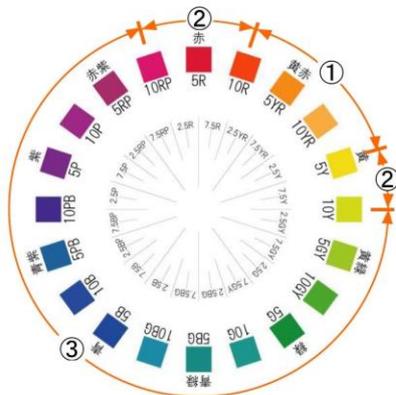
色相	外壁・工作物色		屋根色	
	明度	彩度	明度	彩度
①10R< 色相 ≤5Y	—	6以下	7以下	6以下
②10RP< 色相 ≤10R 又は 5Y< 色相 ≤10Y	—	3以下	7以下	3以下
③10Y< 色相 ≤10RP	—	2以下	7以下	2以下



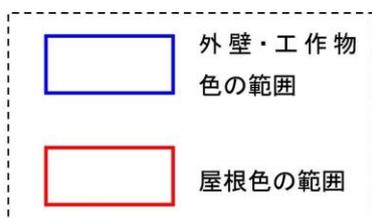
※印刷のため実際の色票の色とは異なります。

●色彩誘導基準

里地里山・富士山麓景観形成地域
山並み景観形成地域



色相	外壁・工作物色		屋根色	
	明度	彩度	明度	彩度
①10R<色相 ≤5Y	3以上 8以下	4以下	7以下	4以下
②10RP<色相 ≤10R 又は 5Y<色相 ≤10Y	3以上 8以下	2以下	7以下	2以下
③10Y<色相 ≤10RP	3以上 8以下	1以下	7以下	1以下



※印刷のため実際の色票の色とは異なります。